

加古川市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者で、現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）及び高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより、当該ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(対象者)

第2条 訓練促進給付金及び修了支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象者は、市内に居住するひとり親家庭の親であって、訓練促進給付金にあつては養成機関において修業を開始した日以後に、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）に、次の各号の全てを満たす者（以下「受給資格者」とする。この場合において、当該ひとり親家庭の親が男子であるときは、平成25年4月1日以後に修業を開始したものに限り給付金を支給する。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 次条に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。
- (3) 過去に給付金を受けたことがないこと。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(対象資格)

第3条 給付金の対象資格は、次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 薬剤師
- (7) 歯科衛生士
- (8) 言語聴覚士

- (9) 准看護師
- (10) 美容師
- (11) 社会福祉士
- (12) 製菓衛生師
- (13) 調理師
- (14) 理容師
- (15) その他市長が定める資格

(支給期間等)

第4条 訓練促進給付金の支給期間は、第2条に規定する対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とし、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者については、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間）とする。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を越えない範囲で支給して差し支えない。）

3 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 第1項に規定する修業する期間に相当する期間は、養成機関が設定する資格取得に要する本来の履修期間とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金を支給する月の属する年度（4月から7月までに訓練促進給付金を支給する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条に規定する母子家庭

等自立支援給付金（同法第31条の10において規定する父子家庭自立支援給付金を含む。）に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始するものについて12か月未満である時は、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

- (2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5千円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始するものについて12か月未満である時は、当該期間）については、月額11万5千円）
- 2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円
- (2) 前号に掲げる者以外の者 2万5千円

（支給の申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して、加古川市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式1。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 訓練促進給付金の申請は、修業を開始した日以後に行うことができる。
- 3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 支給申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類等を添えなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

イ 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、加古川市高等職業訓練促進給付金等事業16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式2）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 前条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世

帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号の規定に該当することを証明する書類

オ 養成機関における申請者の在籍について当該養成機関の長が証明する書類

(2) 修了支援給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

イ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、加古川市高等職業訓練促進給付金等事業16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式2)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)の状況を証明できるものに限る。)

エ 前条第2項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号の規定に該当することを証明する書類

オ 養成機関におけるカリキュラムの修了について当該養成機関の長が証明する書類の写し

(支給の決定)

第6条の2 市長は、前条第1項の支給申請書の提出があつたときは、第2条の支給対象者の要件(以下「支給要件」という。)及び第5条の給付金の額に関する事項の調査を行い、速やかに給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、加古川市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式3)又は加古川市高等職業訓練促進給付金等却下通知書(様式4)により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(訓練促進給付金受給資格喪失等の届出)

第7条 訓練促進給付金の支給を受けているひとり親家庭の親(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、14日以内に加古川市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失等届出書(様式5)により市長に届出しなければならない。

(1) ひとり親家庭の親でなくなったこと、本市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき。

(2) 受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税

の状況が変わったとき又は当該受給者と同一の世帯に属する者に異動があったとき。

(訓練促進給付金の支給の取消し)

第7条の2 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったと認めるときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月以降に係る訓練促進給付金の支給を取り消し、加古川市高等職業訓練促進給付金支給取消通知書(様式6)により当該受給者に通知しなければならない。

(訓練促進給付金の額の変更)

第7条の3 市長は、受給者が第7条第2号に該当する場合において、訓練促進給付金の額を変更する必要があると認めるときは、変更すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降に係る訓練促進給付金の額を変更し、加古川市高等職業訓練促進給付金支給額変更通知書(様式7)により当該受給者に通知しなければならない。

(給付金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があるときは、市長は、その者に返還を命じることができる。

(書類の提出及び報告)

第9条 市長は、受給者に対し、毎月出席状況に関する報告を求めることにより、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

- 2 市長は、受給者に対し、前項の他、給付金の支給に関して必要と認める関係書類の提出及び報告を求めることができる。
- 3 市長は、前2項の規定により関係書類の提出及び報告を求めたにも関わらず、受給者が正当な理由がなく提出せず又は拒否した場合は、給付金を支給しないことができる。

(その他)

第10条 この要綱に規定があるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母とな

つた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成 29 年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。) を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年2月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条による改正後の加古川市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日以後において養成機関において修業を開始した者について適用し、同日前に養成機関において修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年9月28日から施行し、平成21年6月5日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成21年6月5日時点において養成機関で修業中の者が、平成21年10月30日までに支給の申請を行った場合は、平成21年6月5日に申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市高等技能訓練促進費等事業実施要綱第5条第1項第1号の規定は、平成24年8月以後の請求に係る高等技能訓練促進費の額及び同月1日以後の修了日に係る入学支援修了一時金の額について適用し、同年7月以前の請求に係る高等技能訓練促進費の額及び同月31日以前の修了日に係る入学支援修了一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市高等技能訓練促進費等事業要綱第4条第3項による訓練促進費の支給は、その支給の対象となるひとり親家庭の親が男子であり、かつ、その支給の申請が平成25年9月30日までに行われた場合に限り、同項の規定にかかわらず、当該申請を行ったひとり親家庭の親が第2条の対象者に該当するに至った日の属する月以後に係る訓練促進費を支給する。この場合において、第4条第3項の規定の適用については、同項中「申請のあった日」とあるのは「第2条の対象者に該当するに至った日」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日より施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日より施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行し、令和 3 年 2 月 15 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 23 日から適用する。